

令和 4 年度盛岡市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により、令和 4 年度盛岡市一般会計

令和 4 年度盛岡市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	巻堀出張所・好摩地区公民館建替事業	円 44,637,000	円 22,902,105
		道の駅設置事業	1,762,350,000	1,744,687,000
		史跡盛岡城跡歴史的建造物復元整備資料調査事業	10,000,000	10,000,000
		加賀野地区活動センター外 2 施設複合化・大規模改修事業	230,052,000	230,051,938
		国土調査事業（補助）	25,816,000	25,816,000
		都南東部体育館整備事業	4,867,000	4,866,700
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備助成事業	942,643,000	880,411,000
		老人福祉施設開設準備経費助成事業	63,480,000	48,378,000
	2 児童福祉費	私立児童福祉施設運営費助成事業	4,600,000	4,600,000
		私立児童福祉施設整備助成事業	271,172,000	251,117,000
		保育所管理運営事業	9,152,000	9,152,000
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計への負担金等	63,000,000	63,000,000
	3 保健所費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	62,461,000	62,349,064
6 農林費	1 農業費	経営継承・発展支援事業	1,000,000	1,000,000
		総合交流ターミナル管理運営事業	8,939,000	8,939,000
8 土木費	2 道橋りょう路費	道路橋りょう維持管理事業	56,746,000	54,611,327
		市道舗装二次改築事業	8,904,000	8,903,700
		市道舗装新設改良事業	13,824,000	11,650,737
		側溝整備事業	4,257,000	4,256,400
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	3,600,000	3,524,258
		津志田白沢線（第二工区）外 1 路線道路整備事業	25,000,000	24,697,491
		都南中央第二地区生活環境整備事業（交付金）	28,530,000	27,381,812
		都南中央第三地区生活環境整備事業（交付金）	7,028,000	1,897,000

繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
		16,500,000		6,402,105
1,915,000	532,592,000	1,177,700,000		32,480,000
				10,000,000
		205,100,000		24,951,938
	19,362,000			6,454,000
		3,700,000		1,166,700
	208,411,000	604,800,000		67,200,000
	48,378,000			
	4,600,000			
	203,928,000			47,189,000
				9,152,000
		63,000,000		
	62,349,064			
			500,000	500,000
				8,939,000
	2,620,163	51,700,000		291,164
		8,900,000		3,700
	6,032,169	5,100,000		518,568
		4,200,000		56,400
	1,762,129	1,700,000		62,129
	2,348,746	20,100,000		2,248,745
	3,951,430	21,100,000		2,330,382
				1,897,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
8 土木費	2 道橋りょう路費	道明地区生活環境整備事業（交付金）	円 462,258,000	円 456,623,836
		下太田地区生活環境整備事業（交付金）	77,909,000	77,908,877
		津志田白沢線道路整備事業	11,390,000	6,229,550
		その他交通安全施設整備事業	6,600,000	6,416,096
		上鹿妻6号線道路整備事業	19,300,000	19,300,000
		橋りょう維持補修事業	253,461,000	243,960,021
		ひとにやさしいみちづくり事業	4,810,000	4,809,240
		交通安全施設等整備事業	117,000	7,700
		東中野門線道路整備事業	41,800,000	32,087,370
		東中野14号線道路整備事業	22,000,000	22,000,000
		谷地頭線外1路線道路整備事業	63,420,000	62,437,271
		三本柳線道路整備事業	12,000,000	4,220,900
		西部線外道路整備事業	60,200,000	56,052,803
		洪民好摩線道路整備事業	22,839,000	22,838,101
		本町通一丁目名乗沢2号線（第二工区）道路整備事業	55,800,000	47,366,158
		永井街道線道路整備事業	30,000,000	28,110,514
		下太田上太田5号線道路整備事業	4,000,000	3,316,422
		岩手飯岡駅東西線自由通路等整備事業	110,000,000	99,977,073
		柴沢下田線道路整備事業	15,900,000	15,890,115
		交通安全・無電柱化等補助事業	191,000,000	187,881,630
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	9,612,000	9,612,000
		都市基盤河川改良事業（交付金）	293,049,000	291,292,900
		普通河川改良事業（単独）	18,000,000	18,000,000
	4 都市計画費	道明地区土地区画整理事業	229,848,000	224,081,241
		都南中央第三地区土地区画整理事業	192,305,000	155,156,371
		太田地区土地区画整理事業	454,045,000	436,568,652
		太田地区住宅市街地総合整備事業	6,528,000	6,528,000

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	109,609,706	114,300,000	162,600,000	70,114,130
	38,954,439	37,600,000		1,354,438
	3,114,775	2,800,000		314,775
	3,208,048	2,900,000		308,048
	9,650,000	8,600,000		1,050,000
	130,771,646	94,500,000		18,688,375
		4,400,000		409,240
	7,700			
	426,178	26,000,000	2,790,200	2,870,992
	12,100,000	8,900,000		1,000,000
	6,611,000	50,300,000		5,526,271
		3,800,000		420,900
	30,981,612	22,600,000		2,471,191
	12,560,204	9,300,000		977,897
	5,159,912	37,900,000		4,306,246
	15,460,783	11,400,000		1,249,731
	1,824,033	1,300,000		192,389
	54,987,391	40,500,000		4,489,682
		14,300,000		1,590,115
	102,784,897	83,300,000	1,000,000	796,733
		9,600,000		12,000
	194,194,000	87,400,000		9,698,900
		18,000,000		
45,927,529	23,180,867	134,300,000		20,672,845
57,654,523	44,714,634	47,900,000		4,887,214
229,904,107	43,208,300	150,400,000		13,056,245
	3,264,000	2,900,000		364,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
8 土木費	4 都市計画費	愛宕町三ツ割線街路事業	円 33,000,000	円 31,331,542
		都市公園整備事業（補助）	11,062,000	11,062,000
		お城を中心としたまちづくり事業（補助）	10,080,000	10,080,000
		都市公園整備事業（単独）	29,808,000	29,808,000
		中ノ橋通一丁目地区市街地再開発事業	1,144,758,000	1,144,758,000
		バス関連事務	6,046,000	6,045,700
		自転車の安全と利用促進事務	14,000,000	14,000,000
		公共交通利用促進対策事業	9,385,000	9,384,126
10 教育費	2 小学校費	学校管理用備品等購入事務	682,000	682,000
		見前小学校校舎長寿命化改修事業	195,520,000	187,771,000
		トイレ改修事業	315,440,000	315,440,000
	3 中学校費	学校管理用備品等購入事務	2,728,000	2,728,000
		トイレ改修事業	237,151,000	237,151,000
		北陵中学校校舎長寿命化改修事業	190,159,000	112,649,000
	5 幼稚園費	幼稚園管理事務	200,000	200,000
	6 社会教育費	巻堀出張所・好摩地区公民館建替事業	167,831,000	84,415,505
		好摩地区公民館管理運営事業	3,499,000	3,498,083
図書館大規模改修事業		146,373,000	146,372,649	
11 災害復旧費	2 農林業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	26,311,000	26,310,680
		農地災害復旧事業	8,396,000	8,395,100
計			円 8,872,678,000	円 8,424,947,758

令和5年6月9日提出

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	17,232,348	12,700,000		1,399,194
	5,531,000	5,000,000		531,000
	5,040,000	3,700,000		1,340,000
		22,200,000		7,608,000
	710,447,000	390,900,000		43,411,000
	3,022,350	2,700,000		323,350
	7,699,000	6,300,000		1,000
	3,128,042	5,700,000		556,084
				682,000
		167,400,000		20,371,000
	90,004,000	219,200,000		6,236,000
				2,728,000
	64,956,000	167,400,000		4,795,000
		101,300,000		11,349,000
	200,000			
		76,000,000		8,415,505
				3,498,083
		130,300,000		16,072,649
				26,310,680
	1,534,000		384,000	6,477,100
円	円	円	円	円
335,401,159	2,851,902,566	4,519,600,000	167,274,200	550,769,833

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 54 号

令和 4 年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 150条第 3 項において準用する第 146条第 2 項の規定

令和 4 年度盛岡市一般会計

款	項	事業名	支出負担行為額	左 の 内 訳	
				支出済額	支出未済額
3 民生費	1 社会福祉費	障がい者福祉施設整備 助成事業（ひまわり学 園施設整備補助事業）	円 28,800,000	円 18,150,000	円 10,650,000
		障がい者福祉施設整備 助成事業（障害者支援 施設緑生園スプリンク ラー整備補助事業）			
10 教育費	2 小学校費	トイレ改修事業	419,603,687	419,603,687	
11 災害復 旧費	1 公共土木施 設災害復旧 費	河川災害復旧事業（単 独）	4,950,000	4,950,000	
計			453,353,687	442,703,687	10,650,000

令和 5 年 6 月 9 日提出

により、令和4年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

事 故 繰 越 し 繰 越 計 算 書

支 出 負 担 行 為 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源	
円	円	円	円	円	
	10,650,000			10,650,000	部材の調達に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため。
30,417,000	30,417,000		20,278,000	10,139,000	部材の調達に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったため。
33,390,200	33,390,200		32,626,000	764,200	入札の不調により年度内の完成が困難となったため。
1,300,000	1,300,000		1,300,000		履行不能に伴う契約解除により、年度内の執行が困難となったため。
65,107,200	75,757,200		54,204,000	21,553,200	

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 55 号

令和 4 年度盛岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により、令和 4 年度盛岡市水道事業会計

令和 4 年度盛岡市水道

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道整備事業	3,793,482,000	3,070,306,367	595,974,000

令和 5 年 6 月 9 日提出

予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
工事負担金	出 資 金	国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
円	円	円	円	円	円	
79,918,000	63,000,000	0	453,056,000	127,201,633	0	関係機関との調整による。

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 56 号

令和 4 年度盛岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により、令和 4 年度盛岡市下水道事業会

令和 4 年度盛岡市下水道

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	2,232,292,000	1,206,924,264	1,013,508,000

令和 5 年 6 月 9 日提出

計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
円	円	円	円	円	円	
509,300,000	27,560,000	352,707,000	123,941,000	11,859,736	0	関係機関との調整による。

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 57 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

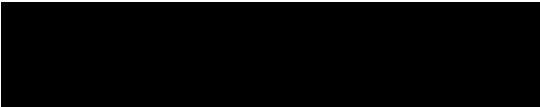
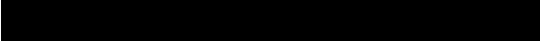
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
 氏名 
- 2 損害賠償の額 金10,066円也
- 3 損害賠償の原因

令和 5 年 3 月12日、盛岡市渋民字岩鼻地内において、市道鉄工幹線 1 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 58 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

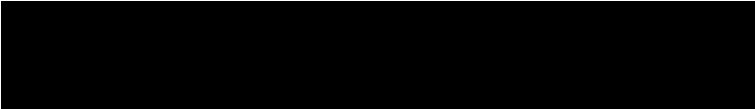
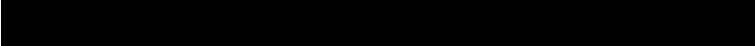
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金58,800円也
- 3 損害賠償の原因

令和 5 年 2 月 28 日、盛岡市本宮三丁目地内において、公用車が、交差点を左折しようとしたところ、左側店舗から出てきた相手方の車両と衝突し、車両を損傷させたことによる。

報告第 59 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金30,096円也
- 3 損害賠償の原因

令和 5 年 3 月 3 日、盛岡市西松園一丁目地内において、市道本町通二丁目小鳥沢 3 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 60 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金73,236円也
- 3 損害賠償の原因

令和 5 年 3 月 3 日、盛岡市上田字松屋敷地内において、市道本町通二丁目小鳥沢 3 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 61 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

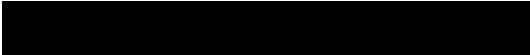
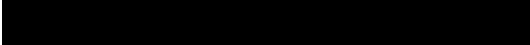
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金24,816円也
- 3 損害賠償の原因

令和 5 年 3 月 25 日、盛岡市本宮一丁目地内において、市道本宮 230号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 62 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 8,448円也
- 3 損害賠償の原因

令和 5 年 3 月 28 日、盛岡市西松園二丁目地内において、市道西松園二丁目 1 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 63 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

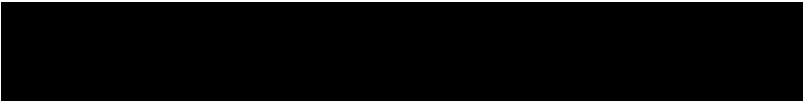
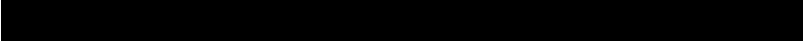
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
 氏名 
- 2 損害賠償の額 金45,012円也
- 3 損害賠償の原因

令和 5 年 3 月 30 日、盛岡市本宮一丁目地内において、市道仙北町台太郎線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 64 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金57,750円也
- 3 損害賠償の原因

令和 5 年 3 月 30 日、盛岡市月が丘三丁目地内において、市道青山三丁目月が丘三丁目線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 65 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

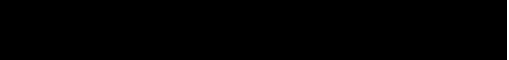
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 15 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
 氏名 
- 2 損害賠償の額 金51,150円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 7 月 29 日、盛岡市安倍館町地内において、市有地内の立木が強風で倒れ、倉庫の屋根の一部を損傷したことによる。

報告第 66 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

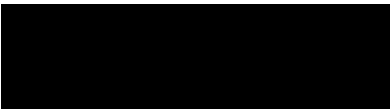
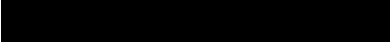
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 15 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 185,229円也
- 3 損害賠償の原因

令和 5 年 3 月 23 日、盛岡市立松園中学校敷地内の職員駐車場において、野球部の練習中、ファウルボールが駐車していた車両に当たり、車両を損傷したことによる。

報告第 67 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（建築主体）工事	契約金額「 799,800,100円」を「 801,713,000円」に改める。	令和 5 年 5 月22日